

5 納税資金確保のための実践方法

5-1 生命保険金で相続税の全額を賄う

正味財産額が3億円以下で、生命保険の加入が可能な年齢と健康状態であれば、生命保険の加入だけで納税資金対策は十分といえます。大きな節税効果は期待できませんが、少ない保険料負担で必要な相続税の納税資金を準備できれば「小さなコストとリスク」で「大きな効果」を上げることができます。つまり、相続財産を無傷で残すために生命保険を活用し、死亡保険金で相続税をカバーすればよいのです。

そこで、生命保険金で相続税の全額を賄うための生命保険額を表にまとめてみました。

■配偶者がいる場合

(単位：万円)

	相 続 人			
	子1人	子2人	子3人	子4人
10,000	175	100	50	0
15,000	600	463	350	288
20,000	1,295	950	812	675
25,000	2,177	1,586	1,375	1,237
30,000	3,375	2,470	2,000	1,800
35,000	4,625	3,530	2,882	2,500
40,000	5,875	4,591	3,848	3,382
45,000	7,125	5,687	4,909	4,265
50,000	8,375	6,937	5,970	5,227

(注)配偶者が1/2相続するものとして計算しています。

例えば、相続財産が3億円で配偶者と子1人の場合、3,375万円の死亡保険金を確保し、その死亡保険金を子が受け取り、そのまま相続税に充当すれば納税は完了し、その他の財産は無傷で残ります。

【検 証】

■相続財産	3億円 + (3,375万円 - 500万円 × 2人)	= 32,375万円
■課税価格	32,375万円 - (5,000万円 + 1,000万円 × 2人)	= 25,375万円
■相続税	配偶者 25,375万円 × 1/2 × 40% - 1,700万円	= 3,375万円
	子 25,375万円 × 1/2 × 40% - 1,700万円	= 3,375万円

		配偶者	子
相続財産	30,000	16,187.5	13,812.5
生命保険	3,375	-	3,375
非課税額	△1,000	-	△1,000
課税価格	32,375	16,187.5	16,187.5

配偶者の税額軽減 ▲ 3,375万円
納付すべき相続税 3,375万円

死亡保険金 3,375万円で納税可能

5-2 保険料の贈与による納税資金の確保

生命保険金で相続税の納税資金を準備する場合に、①親が保険料相当額の現金の贈与を子に行い、②子がその現金で親を被保険者とする生命保険契約に加入すれば、相続税の節税と納税資金対策を同時に解決できる「保険料贈与プラン」が実行できます。

この方法であれば、保険料支払能力等のない子でも生命保険料の負担が可能になり、死亡保険金は子の一時所得として課税されるので、相続税の課税対象外になります。

贈与する金額は、贈与税の基礎控除額の範囲内である110万円で行うのも一法ですが、確保できる保険金額の目安は、70歳男性で1,410万円、女性で1,850万円の保険金に過ぎません。

そこで、相続税の最低税率が10%であることから、相続税の課税が避けられない資産家にとっては、贈与により資産の分散を図ることと併せ、より大きな保険金額を確保するために、贈与税の最低税率10%以下の範囲である310万円を贈与することで、その効果をより高めることができます。

この場合の贈与税は、以下のとおりになります。

$$(310万円 - 110万円) \times 10\% = 20万円$$

310万円の贈与と金額から贈与税を控除した残額290万円で年払終身保険に加入すれば、70歳の男性の場合には3,710万円、70歳の女性の場合には4,890万円の保険金(目安)を確保することができます。

【年払保険料110万円で加入できる終身保険金額の目安】

(単位：万円)

年齢	性別		年齢	性別	
	男	女		男	女
61	2,200	2,820	71	1,330	1,760
62	2,110	2,710	72	1,250	1,660
63	2,010	2,590	73	1,180	1,570
64	1,920	2,480	74	1,110	1,480
65	1,830	2,370	75	1,050	1,400
66	1,740	2,260	76	980	1,310
67	1,650	2,160	77	920	1,230
68	1,570	2,050	78	860	1,160
69	1,490	1,950	79	800	1,080
70	1,410	1,850	80	750	1,010

【年払保険料290万円で加入できる終身保険金額の目安】

(単位：万円)

年齢	性別		年齢	性別	
	男	女		男	女
61	5,810	7,440	71	3,510	4,640
62	5,550	7,140	72	3,310	4,390
63	5,310	6,840	73	3,120	4,150
64	5,060	6,550	74	2,940	3,920
65	4,820	6,260	75	2,760	3,690
66	4,590	5,970	76	2,590	3,470
67	4,360	5,690	77	2,430	3,260
68	4,140	5,420	78	2,270	3,050
69	3,920	5,150	79	2,120	2,860
70	3,710	4,890	80	1,980	2,670

なお、保険料支払能力等のない子等に対する保険料相当額の贈与行為については、次の要件を満たすものであれば認められています。

- ① 毎年、贈与契約書を作成する
- ② 過去の贈与税申告書の控を保管しておく
- ③ 父等が所得税の確定申告などで、この保険による生命保険料控除を受けない
- ④ その他贈与の事実が認定できるようにしておく

5-3 生命保険金で相続税の全額を賄う

(1) 生命保険の契約内容に注意する

保険契約の関係者には、被保険者、保険契約者、保険料負担者、保険金受取人がいます。税法上は保険契約者が誰であるかは関係なく、保険料負担者が誰であるかを問題とします。

さらに、被保険者、保険料負担者、保険金受取人が誰であるかによって、課税される税金が違ってきます。

	パターン1	パターン2	パターン3
被保険者	夫	夫	夫
保険料負担者	夫	子ども	妻
保険金受取人	子ども	子ども	子ども
課税される税金	相続税	所得税	贈与税

(2) 生命保険金を一時所得として受取る

- ① 被保険者と保険料負担者が被相続人で、受取人が相続人であれば、死亡保険金は相続財産とされて相続税が課税されます。
- ② 被保険者が被相続人で、保険料負担者と保険金受取人を相続人にすれば、死亡保険金は一時所得となって所得税が課税されます。

それでは、相続税と所得税のどちらを払う方が有利なのかを考えてみます。

■ 死亡保険金を受取ったときの一時所得の金額の計算

$$\text{（受取った保険金額－払込保険料－50万円）} \times 1 / 2$$

所得税の税率は、課税所得金額が1,800万円を超える高額所得者であっても、実質的には最高でも25%（所得税40%と住民税10%の合計50%の1/2）の税負担で済みます。

一方で、相続税の税率は、各相続人の法定相続分による取得財産価額が「5,000万円超1億円以下で30%」「1億円超3億円以下で40%」にもなってしまいます。

(3) 生命保険加入時の節税ポイント

- ① まず、非課税枠（500万円×法定相続人数）までの保険契約については、被相続人が保険料を負担して生命保険金が相続財産になるようにします。
- ② 非課税枠を超える部分の保険契約については、各相続人の法定相続分による取得財産価額が5,000万円を超えると、相続税の税率は30%になりますので、一応の目安として「各相続人の法定相続分による取得財産価額が5,000万円を超える」ようであれば、相続人である妻や子どもが保険料を負担するようにします。そうすることによって、生命保険金を相続財産としてではなく、税率が25%以下となる一時所得として受取ることができるようになります。

つまり、相続税の非課税枠をフルに活用し、それをを超える部分については、生命保険金以外の財産額の多寡に応じて、相続税の税率と一時所得にかかる所得税と住民税の税率を比較してどちらが有利かによって、生命保険の加入方法を工夫するということです。

5-4 相続財産の売却対策

■ 相続税額の取得費加算の特例を活用する

相続又は遺贈により財産を取得した人が、その取得した財産を相続の開始があった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの期間内に譲渡した場合には、通常の取得費の金額に、次の算式によって計算した金額を加算することができます（譲渡収入から資産の取得費及び譲渡費用を控除した残額「譲渡益」を限度とする）。

譲渡した相続財産が土地等の場合	譲渡した相続財産が土地等以外の場合
譲渡資産の取得費に加算する相続税相当額 = (A) × (B) ÷ (C)	譲渡資産の取得費に加算する相続税相当額 = (A) × (B) ÷ (C)
※ (A) = 譲渡者に係る確定相続税額 (B) = 譲渡者が取得したすべての土地等の課税価格 (C) = 譲渡者の相続税の課税価格（債務控除前）	※ (A) = 譲渡者に係る確定相続税額 (B) = 譲渡資産の課税価格 (C) = 譲渡者の相続税の課税価格（債務控除前）

【計算例】

■ 相続した財産

土地A 3億円（時価2.5億円、取得費1億円）
土地B 3億円
その他 2億円 合計 8億円

■ 相続税 3億円

■ 相続した土地Aを時価（2.5億円）で譲渡した場合

$$2.5 \text{ 億円} - (1 \text{ 億円} + *1.5 \text{ 億円}) = \text{課税譲渡所得金額ゼロ}$$

* 取得費加算額の計算
3億円 × (6億円 ÷ 8億円) = 2.25億円 > 1.5億円 (A土地の譲渡益)
∴ 1.5億円